

平成29年度確定申告の

ご協力ありがとうございました。

おかげ様で無事に完了しました。

きしゅう会計スタッフ一同！



いつもありがとうございます！きしゅう会計の名倉です。気がつけば確定申告も終わり、気がつけば平昌オリンピックも終わり、気がつけば桜も力強く咲いています。いやいや、これを書くのも遅れちゃって、3月4月はまたもや合併号。すでに葉桜でございます(>\_<)さて、確定申告時期にオリンピックが重なるのは4年に一度のこと。そこでオリンピックやスポーツに関する税務ネタで今回のよもやまは始めます。

『報奨金と課税関係』

オリンピックではありませんが、平成30年2月25日に行われた東京マラソンで設楽悠太選手(東洋大学卒 現ホンダ所属)が日本新記録の2時間6分11秒で日本勢最高の2位に入り、日本記録刷新しました。

それにより、日本実業団陸上協議連合から1億円のボーナスと東京マラソンの主催者から準優勝賞金400万円と日本新記録のボーナス500万円の合計900万円が贈られるとのことでした。設楽選手の普段からのトレ-



ニングの結果、1億900万円を獲得されたのですが、市民ランナーの僕としてはタイムも気にはなりません、成層圏を突き抜ける雲の上のタイムなので、税理士して、タイムではなく税金の方のコメントをまとめます(笑)

アマチュア選手の場合仕事ではないので事業所得ではなく、設楽選手が獲得した報奨金は一時所得となります。(保険の満期金などと同じ扱いです)



【報奨金 1億円】

<一時所得の金額計算>  
 (1億円-50万円)×1/2=4,975万円  
 所得控 38万円(基礎控除のみとする)  
 課税所得 4,937万円  
 <税金の額>  
 所得税及び復興特別所得税 17,786,300円  
 住民税 4,944,500円  
 税金合計 22,730,800円  
 手取り金額 78,269,200円となります。

なかなかのボーナスですね。ちなみに、設楽選手記録を何秒縮めたかご存知でしょうか？記録は2時間6分11秒。それまでの記録が2時間6分16秒。その差5秒。ほんとに大きな5秒です。6秒おそれれば報奨金はゼロな訳です(厳しい世界です)。15年間破られることのない日本記録を更新したのだから値打ちあります。東京五輪でも期待ですね。



また平昌冬季五輪スピードスケート女子で金メダル2個を獲得した高木菜那選手は、所属する日本電産サンキューの親会社の日本電産から、報奨金4000万円を授与されることになり、また日本オリンピック委員会(JOC)と日本スケート連盟からもそれぞれ1000万円が贈られ、合計は6000万円の報奨金を受取ることになりました。JOCやJOCの加盟団体からの報奨金は、法律により非課税とされますので、日本電産からの報奨金の4000万円が課税対象となり一時所得となります。



マラソンの日本記録は今後も更新されるたびに日本実業団陸上協議連合から1億円が支払われるとのことですので、設楽選手が東京五輪で再度日本記録を塗り替えると、



また1億円がもらえます。そうするとJOC加盟団体からの報奨金となり非課税になりそうですが、日本実業団陸上連合はJOCに加盟していないらしく、現状では課税になるようです。記録を狙える選手としてはできれば加盟してほしいところでしょう。さて、選ばれしアスリートの課税関係は一般庶民には関係のないお話。そこで、次は誰でも参加できて、一攫千金の可能性のある宝くじと税の関係についてお話します。



『宝くじは非課税だけのご用心』



少し前に、こんなタイトルのユーチューブの動画を見たのですが、何を言っていたかという、例えば3億円当選したとして銀行に受取に行く。その後、妻と子供に1億円ずつ分けたとする。そうすると贈与になるので、妻も子供も贈与税が掛かりますってな内容でした。(ちなみに1億円贈与した場合の贈与税は約5000万円になります。高いですよ。ぞーとするほど高いから贈与税と昔セミナーで聞いたことがあります、自分のセミナーでは使ったことはありません(笑)まあ、この動画は突っ込みどころもありますが誤解をされてもいいないので、ここは静観。

ちなみに、贈与税が掛からないように合法的に分ける方法はあります。高額金を当選された場合には換金前にお尋ねください。(笑)宝くじの当選金には確かに所得税も住民税も掛かりません。でもこれは日本のお話。世界共通のお話ではありません。



例えば、昨年8月に北米史上最高当選額の7億5870万ドル(日本円で約830億円)を当てた女性がニュースで取り上げられていましたが、アメリカでは宝くじは課税です。ちなみにこのケースでは4割強ほど税金が掛かるようで、手取りは日本円で



約 480 億円になるとのことでした。これならまあ、4割強税金が掛かって、目くらましているほどのことではなかったでしょうね。当選者のメービス・ワンジックさんは満面の笑顔でメディアに露出されています(日本では考えられませんか( ^\_^ )) その記事を読むと次のようにありました。

>「かないそうもない夢を持っていたけど、>かなっちゃった」

>また仕事については、医療センターで 32 >年間働いてきたが「電話してもう戻らないと伝えました」「ベッドに隠れる」つもり >だとも話した。

何かちょっとやっかむというよりは心配になりますねえ。僕はお金って持って幸せになれる金額って人それぞれだと思っんです。

1億までなら大丈夫、10億までなら大丈夫、100億までなら大丈夫って具合に。誰でも沢山あればあるほど良いってんじゃないなくて、自分が「幸せに暮らせる領域のお金」以上に持ちちゃうと、逆に不幸になっちゃうような気がするのです。

今までの経験上から。でもまあ、持っていない僕が言うことやっかみ以外には聞こえないのでこのくらいにしておきます。ただ、仮に使えないお金を持ったとしても仕事はしないね。

例えば、事業で成功して10億手にしたとします。これは、世の中に貢献したことに対するご褒美ですが、違う観点から見ると、「さらにこのお金を使って世の中を良くしてください」って期待の現われでもあるんじゃないかな、なんて思います。

当選者のメービス・ワンジックさんは満面の笑顔でメディアに露出されています(日本では考えられませんか( ^\_^ )) その記事を読むと次のようにありました。



ないのかな、なんて思います。当選者のメービス・ワンジックさんの長年働いてきた職場に電話一本でも戻らないという伝え

方は日本人の感覚からはすでに歯車狂い出しているんじゃないかなって思います、、、やはり、最初に書いた見出しの通り、「宝くじは非課税だけのご用心」ですね(笑)(でも 480 億あれば怖いものなしかなく( ^\_^ ))

ちなみに、アメリカは小額でも税金が掛かります。当選金額600ドル(日本円約63000 円)以上で、源泉が引かれて、確定申告が必要となります。アメリカからしならぬ、ちょっとせせこましい感じですね。

次は最近ニュースになったプロ野球選手の脱税についてから確定申告を考えます。

## 中日森野氏申告漏れ

<毎日新聞の記事より>プロ野球・中日の森野将彦2軍打撃コーチが選手だった時の税務申告に対する名古屋国税局の追徴課税は、プロスポーツ選手の必要経費を巡る問題を浮き彫りにした。

| 森野コーチと国税当局の見解 |   | 森野コーチの主張         | 国税当局の指摘          |
|---------------|---|------------------|------------------|
| 旅費            | プロ選手として活躍するためのトレーニングが目的の旅行                          | 家族旅行で生活費に該当する    | 家族旅行で生活費に該当する    |
| 食費            | 厳しいトレーニングのため一般人の2倍以上の栄養摂取が必要。食事の支出は業務と密接不可分の「健康管理費」 | 食費として生活費に該当する    | 食費として生活費に該当する    |
| 衣服など          | 公式戦に出る際の移動時などに使うから業務に必要な支出                          | 業務に必要な支出とは認められない | 業務に必要な支出とは認められない |
| 自宅警備費・クリーニング代 | プライバシーを守ったり、プロ選手として使う衣類に関わったりする費用で業務に必要な支出          | 業務に必要な支出とは認められない | 業務に必要な支出とは認められない |

僕は阪神ファンですが、現役時代の森野選手には痛いところでよく打られたことを覚えています。



いい選手だったなあ。コーチになった今選手時代の申告漏れがニュースになるとはね。この記事の内容だけではよく分かりませんが、ある意味確定申告あるですよ(やりすぎ感は否めませんが)

税理士をやっていると「これは何費になりますか?」「消耗品費ですか?雑費ですか?」等と費用の種類についてよく聞かれます。でも税務調査を考えた場合、費用の種類を間違っていたって支障はありません。争点は「売上に繋がっている支出かどうか?」だけです。でもこれが難しいのです。

例えば作家さんの場合、映画を観る、本を読む、お芝居を観る、全て次の作品を作るための準備と言えるでしょう。これら全て経費になると思われませんが、外食代でも、旅行でもしかりかも知れません。ところが、プロ野球選手の場合でこれらの経費は難しいかも知れません。

しかし、プロ野球選手のようなアスリートの場合には、強い身体を維持するための食費やサプリ等は、作家や一般の事業者では経費の計上は無理と思われるものでも、経費になるものも多いと思います。(とは言っても、記事にある通り家族での外食がなんでも経費にはならないでしょうね)



このように、事業の内容によって経費に計上できるものは違ってきます。

また「領収書があるから」「領収書がないから」とそこに拘っている方もよくおられますが、それも違います。一番大切なのは事実であって、領収書はその次。自動販売機で買った飲み物を従業員に支給した場合等、領収書はありませんが、事実を手帳等に記録していれば経費計上しても問題はありません。



肝心なのは「支出の事実」と「事業に必要なか否か(売上に関係するか否か)」なのです。森野コーチの追徴税額は過少申告加算税を含め約1800万円とのこと。金額も大きいですが、社会的な評価を落としたことはそれよりもっと大きいですよ。

「ばれるから申告する」「ばれないから大丈夫」という判断基準ではなく、「どう生きるか」自分なりの人生の美学を基準にしたいものですね。



## 是非聞いて欲しいセミナー

同封の「震災からの復興」のチラシをご覧ください。東日本大震災により、自社が被災しただけでなく、商圏全体が被災し壊滅。そこからの再生をイメージできますか? それを実現させた社長のリアルな体験を語って頂きます。町が壊滅しても「人」が残った。講師の八木澤商店の社長はどんな状況でも「人」がいれば再生は可能といます。4月20日は是非お越しください!

